

## 戸籍の届出における本人確認

<b>対象</b>	婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、協議離縁届、認知届、不受理申出
<b>提示書類</b>	官公署が発行した写真付の身分証明書（住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなど）